



国 監 告 第 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度第3回定期監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成31年4月16日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)

国政経収第 225 号

平成 31 年 4 月 12 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様

国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

平成 31 年 3 月 5 日付国監発第 46 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部長

部 局：教育委員会

担当部局長：教育次長 宮崎 宏一

以上

【指摘事項】

(1) 毒物・劇物の管理について

毒物・劇物の管理状況を確認したところ、個々の薬品の管理簿において容器の本数のみが記載されており、実際にどの程度残量があるのか数量（ミリリットルなどの単位）での確認ができない状況であった。また、毒物・劇物を管理している部屋の扉は施錠されていたが、保管庫の扉は施錠されていなかった。

毒物・劇物の管理状況は学期ごとに担当教諭から学校長に報告され、確認もされているが、容器の本数だけでなく数量も合わせて記載するなど適正管理を徹底されたい。また、安全管理のためにも薬品の整理に努めるとともに、保管庫の扉にも施錠することを検討されたい。

措置前の状況

- ・ 個々の毒物、劇物薬品の管理簿において容器の本数のみ、学期ごとに担当教諭から学校長に報告し、確認をしている。
- ・ 毒物・劇物を管理している部屋の扉のみ施錠しており、保管庫の扉は施錠していない。

措置の内容

- ・ 毒物、劇物の管理は学期ごとに、容器の本数だけでなく数量も合わせて記載する。
- ・ 安全管理のために薬品の整理に努める。
- ・ 保管庫の扉を施錠することとし、現在のもので対応できるか、新規に購入するかなどを含めて検討を進めている。

【指摘事項】

(2) 原材料受払簿について

5月に原材料として細目砂及び石灰ダストを購入しているが、原材料受払簿を確認したところ作成されていなかった。例年受払簿は年度末までに整理し、教育委員会に提出し確認することになっているとの説明があった。

原材料の購入は年1回程度とのことであるが、受払簿は原材料の購入時及び使用時に記入すべきものであることから、原材料の適正管理を徹底されたい。

措置前の状況

- ・例年、購入数も少なく年度末までに整理をして、受払簿を作成し教育委員会に提出していた。

措置の内容

- ・年度初めに、原材料受払簿を作成し、購入した時にその都度記入することを徹底する。
- ・年度末の教育委員会への原材料受払簿提出時には、改めて使用状況と残量を確認していく。

別紙

教育委員会 国立第六小学校

【要望事項】

(1) 現金出納簿の記載内容について

教材費等保護者から集金している現金の出納簿を確認したところ、一部で内容の記載と支払金額に相違があるなどの箇所が見受けられた。

出納簿の各学期末の集計数値と通帳残高は合致しており、内容欄の記載誤りまたは記載漏れによるものであるため、担当者以外が見ても確認できるよう内容欄を正確に記載するよう努められたい。また、手書きの出納簿で管理されているが、今後担当者の負担が軽減できるのであれば、表計算ソフトなどを利用する方法についても考慮されたい。

措置前の状況

本校は全学年、手書きの出納簿で教材費の管理を行っている。学期ごと、学年の担当者が、納品・請求・領収書が貼られた出納簿と通帳を管理職に報告しており、以下のような状況であった。

- ・内容の記載と支払金額に相違がある。
- ・出納簿の日付と通帳の記入に相違がある。
- ・支払日の記入漏れがある。

措置の内容

- ・今まで通り手書きの出納簿を使用し、毎学期毎に学年会計担当者が管理職に報告を行う。その際、通帳と納品・請求・領収書と帳簿への記載を一件一件照合することを徹底する。
- ・記載誤りや記載漏れを防ぐために、会計担当者は教材の支払いを迅速に行い、その都度通帳と帳簿への記入を行うよう徹底する。

別紙

教育委員会 国立第二中学校

【要望事項】

(1) 現金出納簿の記載内容について

教材費等保護者から集金している現金の出納簿を確認したところ、一部で内容の記載と支払金額に相違がある箇所が見受けられた。

出納簿の各学期末の集計数値と通帳残高は合致しており、内容欄の記載誤りまたは記載漏れによるものであるため、担当者以外が見ても確認できるよう内容欄を正確に記載するよう努められたい。

措置前の状況

- ・ 出納簿の各学期末の集計数値と通帳残高は合致しており、担当者の項目入力ミスであった。

措置の内容

- ・ 複数の教員で帳簿の確認をする。
- ・ あわせて、会計担当事務職員の配置について検討を進めている。

別紙

教育委員会 国立第二中学校

【要望事項】

(2) 修繕に係る請書について

校庭スピーカー修繕に係る資料を確認したところ、同日となるべき請書の日付と支出命令に添付された確認書の契約日に相違があった。これは、業者から受領した請書の日付が空欄だったため学校側で記入したが、契約日ではなく請書を受領した日付を記入してしまったためであった。

請書は契約書と同様に契約行為の重要書類であり、本来であれば請書の日付は業者が記入すべきであることから、契約書類の作成において事務手続きに誤りがないよう確認を徹底されたい。

措置前の状況

- ・ 3社の見積もりを徴収し決定したのが6月1日（金）であった。決定業者から届いた請書が6月4日であったので、6月4日と学校側で記載してしまった。

措置の内容

- ・ 本来、請書の日付は業者に記入してもらうものなので、業者に記入してもらい受領することを徹底する。
- ・ 確認書作成時も日付に相違ないように確認を徹底する。